

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 9 条の規定により、事業主は、労働者の募集及び採用について、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号。以下「規則」という。）第 1 条の 3 第 1 項各号で定めるときを除き、年齢にかかわりない均等な機会を確保することとされている。
- 現在、令和 5 年 3 月 31 日までの暫定措置として、就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者（不安定就労者・無業者）の雇用を促進するため、規則附則第 10 条の規定により読み替えて適用する規則第 1 条の 3 第 1 項の規定により、法第 9 条で定める労働者の募集及び採用に係る年齢にかかわりない均等な機会の確保の例外として、就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者を対象とする募集及び採用を可能としている。
- 政府としては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、令和 5 年度からの 2 年間を「第 2 ステージ」として位置付けて就職氷河期世代への支援を引き続き講じていくこととしていることから、当該暫定措置を延長する改正を行う。

2. 改正の概要

- 就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者を対象とする募集及び採用を、年齢にかかわりない均等な機会の確保の例外とする暫定措置について、令和 7 年 3 月 31 日まで延長する。
- 令和 4 年度に当該暫定措置の対象となっている 35 歳から 54 歳までに到達する者について、引き続き支援する観点から、当該暫定措置の対象範囲を「昭和 43 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までの間に生まれた者」とする。

3. 根拠法令

法第 9 条

4. 施行期日等

公布日：令和 5 年 3 月中旬（予定）

施行期日：令和 5 年 4 月 1 日

就職氷河期世代の募集・採用における年齢制限禁止例外措置の期限延長について

- 労働施策総合推進法第9条により、原則として労働者の募集及び採用における年齢制限を禁止しており、例外的に、年齢制限が認められる事由を同法施行規則第1条の3において限定的に定めている。
- 現在、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者の安定した雇用を促進するため、令和5年3月末までの期限措置として、事業主が就職氷河期世代の不安定就労者等を直接募集すること等を可能としている（令和2年2月施行）。

<年齢制限が認められる場合> ※⑥下線部は令和5年3月末までの期限措置

- ① 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ② 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- ③ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ④ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- ⑤ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- ⑥ 60歳以上の高年齢者、就職氷河期世代の不安定就労者・無業者（※）又は特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る。）の対象となる者に限定して募集・採用する場合

※ 公共職業安定所に求人を申し込んでいる場合であって、安定した職業に就いていない者との間で期間の定めのない労働契約を締結することを目的とし、当該35歳以上55歳未満である労働者が職業に従事した経験があることを求人の条件としない場合に限る

⇒ 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月12日閣議決定）において、令和5年度からの2年間を「第2ステージ」と位置付けて就職氷河期世代への支援を引き続き講じていくとしており、求人情報についても引き続き多様なチャネルで広く届けていく必要があることから、期限措置を延長する等の省令改正を行う。

改正の内容

- …① 期限措置について、就職氷河期世代支援に係る政府方針に合わせて令和6年度末まで2年延長する。
- …② 例外措置の対象者について、今年度35歳～54歳となる者を取りこぼすこと無く引き続き支援するため、「昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者」を対象とする。

現行の期限措置の期間・対象年齢

- 期限措置の期間：令和2年2月14日～令和5年3月31日
- 対象年齢：35歳以上～55歳未満

令和5年度以降の期間・対象年齢

- 期限措置の期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日
- 対象年齢：昭和43年4月2日～昭和63年4月1日生まれの者²